

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年9月3日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	栃木県
3. 市区町村名	宇都宮市
4. 届出番号	8
5. 独自利用事務の事例番号	57-0
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kurashi/jumin/mynumber/gaiyo/1013816.html

執行機関名 宇都宮市長

その他の事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	宇都宮市ひとり親家庭支援手当支給条例(平成27年条例第17号)によるひとり親家庭支援手当の支給に関する事務であって市長が定めるもの
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		宇都宮市個人番号の利用に関する条例 別表第1 第6の項 宇都宮市ひとり親家庭支援手当支給条例(平成27年条例第17号)によるひとり親家庭支援手当の支給に関する事務であって市長が定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第1条	宇都宮市ひとり親家庭支援手当支給条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	この条例は、ひとり親家庭の父若しくは母又は児童を養育する者に対しひとり親家庭支援手当(以下「手当」という。)を支給することにより、ひとり親家庭の生活の安定及び自立の促進に寄与し、もって児童の心身の健やかな成長を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		宇都宮市ひとり親家庭支援手当支給条例 宇都宮市ひとり親家庭支援手当支給条例施行規則